

# 第 32 回総会議事録

(令和 8 年 2 月 25 日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第32回総会 議事録	
日 時	令和8年2月25日（水曜日）14時00分～16時12分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A
出席者の状況	総農業委員数 12名 出席農業委員数 0名 欠席農業委員数 0名（別添出欠状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 0名）
議 題	<p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第7号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第8号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第4号 農地の転用事実に関する照会の回答について</p> <p>第5号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第6号 横浜市南西部農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の決定について</p> <p>3 その他</p> <p>「施策要望、税制改正要望取りまとめについて」</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>23号 許可</p> <p>24号 許可</p> <p>25号 許可</p> <p>26号 許可</p>

- 27号 許可
- 28号 許可
- 29号 許可
- 30号 許可
- 31号 許可
- 32号 許可
- 33号 許可
- 34号 許可
- 35号 許可
- 36号 許可
- 37号 許可
- 38号 許可
- 39号 許可
- 40号 許可
- 41号 許可
- 42号 許可
- 43号 許可
- 44号 許可
- 45号 許可
- 46号 許可
- 47号 許可

第2号議案

- 9号 許可相当
- 10号 許可相当

第3号議案

- 21号 許可相当
- 25号 許可相当
- 26号 許可相当
- 27号 許可相当

第4号議案

- 27号 承認
- 28号 承認
- 29号 承認
- 30号 承認

第5号議案

- 12号 承認

第6号議案

- 76号 承認
- 77号 承認
- 78号 承認

	<p>79号 承認</p> <p>80号 承認</p> <p>81号 承認</p> <p>第7号議案</p> <p>18号 承認</p> <p>19号 承認</p> <p>第8号議案</p> <p>港南 72</p> <p>栄 84</p> <p>瀬谷 200</p> <p>瀬谷 159</p> <p>瀬谷 229</p>
--	--

<略語集>

- ・農振白地…農業振興地域白地
- ・調整白地…市街化調整区域白地
- ・農振法…農業振興地域の整備に関する法律

議 事

	<p>(開会 14時00分)</p> <p>出席委員数報告。農業委員会会議規則により矢島会長が議長になる。</p>
事務局	
議長	<p>第32回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまより第32回総会を開会いたします。議事録署名人は宮森委員と鈴木宏委員にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について」受付番号23号について審議します。事務局から受付番号23号について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;第1号議案受付番号23号を朗読&gt;</p>
根本委員	<p>議案の詳細については鈴木勇次推進委員から説明します。</p>
鈴木勇次 推進委員	<p>申請地は、釜利谷南小学校から北西へ約160mの生産緑地3筆1団地です。被相続人と譲受人が2分の1ずつの持分で共有する土地です。すでに譲受人が耕作管理を行っています。今回、被相続人の遺言により、甥である譲受人が権利取得するものです。元々譲受人の親が申請地において露地野菜や施設栽培をされており、現在は会社員である譲受人が兼業で耕作を行っていますが、今年の4月からは専業で農業を行うとのことです。申請地ではトマト、キャベツなどの露地野菜や果樹を栽培する予定で譲受人の経営農地は申請地のみですが、定期的に除草、耕うんされており、肥培管理良好でした。御審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>御意見がなければ、採決を行います。</p>

	第1号議案受付番号 23 号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第1号議案受付番号 23 号については、許可とします。
議長	続いて、受付番号 24 号から 46 号について一括で審議します。事務局から受付番号 24 号から 46 号について、説明をお願いします。
事務局	<第1号議案受付番号 24 号から 46 号を朗読>
議長	御意見、御質問ありましたらお願いします。
宮川推進委員	少し話がずれるかもしれませんが、土地交換において、上瀬谷農業専用地区内の農振農用地について、農振法の手続はどのようになっているのでしょうか。従前地で農用地を所有していた人もいたと思うのですがその点はすでに整理されているのでしょうか。
事務局	農用地の付け替えは昨年、総会で計画の変更について審議し、手続きとしては終えている状況です。
宮川推進委員	分かりました。
奥村委員	中央農業委員会でも審議の対象となる議案があるということですが、その場合、両委員会で許可を得る必要があると考えれば良いのでしょうか。
事務局	両委員会で許可を得ることで交換が成立するということになります。
奥村委員	分かりました。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
	第1号議案受付番号 24 号から 46 号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第1号議案受付番号 24 号から 46 号については、許可とします。
議長	続いて、受付番号 47 号について審議します。事務局から受付番号 47 号について、説明をお願いします。
事務局	<第1号議案受付番号 47 号を朗読>
金子委員	議案の詳細については小川推進委員から説明します。
小川推進委員	申請地は環状4号線下瀬谷坂上交差点から西に入ってすぐのところ、瀬谷さくら小学校から南東に約 150mにあります。分家が持っている土地を管理しきれないため近所に住む本家である譲受人に戻すということです。譲受人は、近くでブルーベリーの栽培をしています。所有地の管理も問題ありません。御審議よろしくをお願いします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
	第1号議案受付番号 47 号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)

議長 総員挙手と認め、第1号議案受付番号47号については、許可とします。

議長 続きまして、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。第2号議案受付番号9号については、第4号議案受付番号27号「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」の関連案件となりますので、第4号議案受付番号第27号から先に審議します。事務局から受付番号27号の説明をお願いします。

事務局 <第4号議案受付番号27号を朗読>

矢島会長 申請地は県立金井高校から北西へ約160mの農振白地1筆です。少なくとも平成19年には碎石敷きの通路として利用されていることが航空写真により確認できます。農地性はありません。御審議よろしく申し上げます。

議長 御意見なければ、採決を行います。

第4号議案受付番号27号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員 (総員挙手)

議長 総員挙手と認め、第4号議案受付番号27号については、承認とします。

議長 続いて、第2号議案受付番号9号について、審議します。事務局から受付番号9号について、説明をお願いします。

事務局 <第2号議案受付番号9号を朗読>

矢島会長 申請地は県立金井高校から北西へ約130mの農振白地1筆です。申請者は会社員で申請地の耕作が出来ないため、土地の有効活用を検討していたところ、申請地周辺は駐車場の空きがなく、需要が高いことが分かり、申請地を月極駐車場として整備するものです。申請地内には17台分の駐車スペースを設け、そのうち15台を近隣の訪問介護事業所へ貸し出し、残り2台分の需要見込みも十分にあります。申請者は、申請地以外に利用可能な土地を所有しておらず、今回の転用面積は駐車場として利用するために必要最低限の面積であると判断しています。

続いて、被害防除についてですが、申請地の西側は駐車場、南側は建築基準法定外の公道、東側は畑、北側は先ほど非農地証明を審議した通路に隣接しています。西側及び南側法上にコンクリートブロック2段積みを新設します。東側は申請地内の既存U字溝をそのまま利用します。北側は隣地側の既存U字溝及びグレーチングをそのまま利用します。なお、北側通路は申請者所有地で、駐車車両はこの通路から出入りします。

敷地内は、南側公道沿いの法面を除き、全体を碎石敷きとし、雨水は自然浸透とします。溢れた雨水は既存U字溝に排水します。南側公道沿いの法面は基本的に現状のまま利用しますが、歩行者のみ公道から出入りできるよう幅1mの碎石敷きのスロープを設けます。その他、日照、排水等、隣地への影響については隣地地権者へ説明済みです。御審議よろしくお願

	いします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第2号議案受付番号9号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第2号議案受付番号9号については、許可相当とします。
議長	続いて、第2号議案受付番号10号について、審議します。事務局から受付番号10号について、説明をお願いします。
事務局	<第2号議案受付番号10号を朗読>
金子委員	申請地は環状4号線沿いにあるJA瀬谷支店から東に200mほど入ったところの住宅地にあります。申請地が市街化調整区域の南端であり、道路を挟んだ東側と南側は市街化区域が続いています。今回の計画は地権者が駐車場を整備し貸し出すものです。申請地は砕石敷きにして、トラロープで駐車スペースを16台分設けます。利用者は近隣の会社2社及び周辺の住民6名であり、ナンバーや車種を控えた一覧を提出してもらい確認しています。西側は既存コンクリートブロック2段積み、北側は新設でコンクリートブロック2段積み、東側及び南側は車の出入り口とするため縁石を設け砂利、水が前面道路に流れ出るのを防ぎます。申請地内に電灯を引く予定はなく、そのほか日照や排水についても計画は問題ないかと思われます。御審議よろしくをお願いします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第2号議案受付番号10号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第2号議案受付番号10号については、許可相当とします。
議長	続きまして、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」受付番号21号について審議します。事務局から受付番号21号の説明をお願いします。
事務局	<第3号議案受付番号21号を朗読>
石井勝則委員	議案の詳細については清水推進委員から説明します。
清水推進委員	申請地は市営地下鉄ブルーライン下飯田駅から南東へ約400mの農振白地10筆です。造園土木工事業を営む譲受人が土地を賃借し、資材置場として転用を行うものです。譲受人は横浜市や県の公共工事のほか、近隣市町村の民間工事を受注している造園業者です。近年受注件数が伸びていることから、資材を充分量ストックでき、かつ、業務で発生した伐採材を仮置きできる資材置場を目的として転用するものです。敷地内部

には資材や伐採材の置場のほか、通勤車両と社用車を5台駐車できるスペースを設ける予定で、必要最低限の面積となっています。

申請地の東側と南側は雑種地、西側は道路、北側は畑となっています。敷地内部は転圧したうえで砂利を敷き、雨水は西側の水路に接続して処理します。敷地外周は既設のネットフェンスと新設する鋼板土留め及び2段積みのコンクリートブロックで囲う計画です。北側の畑との境には2段積みのコンクリートブロックのみを設置するため、隣接農地の営農への支障はないと思われます。御審議よろしくお願ひします。

議長 御意見なければ、採決を行います。

第3号議案受付番号21号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員 (総員挙手)

議長 総員挙手と認め、第3号議案受付番号21号については、許可相当とします。

議長 続いて、第3号議案受付番号25号について、審議します。事務局から受付番号25号について、説明をお願いします。

事務局 <第3号議案受付番号25号を朗読>

金子委員 議案の詳細については相澤推進委員から説明します。

相澤推進委員

申請地は県立松陽高校から東に約400mです。譲受人は社会福祉法人で静岡県を中心に介護事業を行っています。神奈川県内にはそのほか鎌倉にも同法人が運営している施設があります。今回の特別養護老人ホームは150人定員規模、3階建ての計画です。申請地の南側は道路、東側は宅地及び農地、西側は山林、北側は農地であり、西側は1mから2.5mのL型擁壁を、北側及び東側は60cmのコンクリートブロックの土留を新設します。南側は境界から2.5m幅で道路を拡幅して歩道を新設、東側も1.3m幅で道路拡幅を行います。南側歩道との境界は1mから2.5mのL型擁壁を設けます。雨水は西側の擁壁沿い及び申請地内に新設のU字溝を設け建物地下に設けた浸透柵を経由し、オーバーフローした分は徐々に前面道路にある既設U字溝へ流していきます。申請地内はアスファルト舗装をして利用者及び従業員用の駐車場と駐輪場を設けます。その他、日照、排水等、隣地への影響については隣地地権者の承諾済みと聞いています。建築局との開発協議や下水道河川局との雨水浸透阻害行為に関する協議、そのほか協議についても問題なく行っているとのことですので、この転用計画についても問題ないかと思われます。御審議よろしくお願ひします。

奥村委員 建ぺい率や容積率はどのようになっているのでしょうか。

事務局 建ぺい率は34.52%、容積率は64.98%となっています。

奥村委員 3階建てで容積率が約65%とはどういう状況なのでしょうか。普通は建築面積の3倍になると思うのですが。階段、バルコニーなど容積に換算されない部分があるということですね。極端に少ないですが。

金子委員	建物の真ん中が吹き抜けになるような構造だからだと思います。
石井勝委員	申請地は雨が降ると水がたくさん出る場所だと思うのですが、建物が建つとどうなるのでしょうか。
事務局	申請地は1,000㎡を超えるので、地下に浸透枡を設置する必要があります。敷地内の雨水はこの浸透枡に一度集めた上でオーバーフロー分を前面道路にある既設のU字溝に流していくこととなりますので、これまでのように水が流れ出るような計画にはなっていないと思います。
根本委員	申請地の北側は農地ということですが、地目は畑ではないのでしょうか。
事務局 議長	地目は山林で、現況も山林状態となっています。 御意見なければ、採決を行います。
委員 議長	第3号議案受付番号25号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。 (総員挙手) 総員挙手と認め、第3号議案受付番号25号については、許可相当とします。
議長	続いて、第3号議案受付番号26号について、審議します。事務局から受付番号26号について、説明をお願いします。
事務局 石井豊委員	<第3号議案受付番号26号を朗読> 申請地は上飯田中学校から南へ約50mの農振白地1筆です。建設土木業を営む譲受人が申請地を購入し、資材置場として整備するものです。譲受人は、現在瀬谷区南瀬谷二丁目と泉区上飯田町に資材置場を持ち、横浜市、藤沢市を中心に外構土木業、造成土木業を行っています。譲受人の2か所の資材置場は、同業の知人の土地を借り資材を一時的に置かせてもらっていますが、立ち退きを求められている状況です。そのため、本申請地を農地転用し、資材置場として使用する計画となっています。
議長	現在使用している資材置場の隣接地ということや事務所から比較的近いこと、必要面積などの条件を満たす土地は本地以外になく、転用申請を行うものです。申請地は、西側が農地、北側、東側については資材置場、南側は道路に面しています。西側農地については、新設のコンクリートブロックとメッシュフェンスを設置し、隣接農地に影響が出ないように施工します。また、北側及び東側については既存の鋼板を使用し、南側道路面については、縁石を設置し道路側に敷地内の碎石が出ないようにします。申請地内については、碎石敷きとし、雨水については自然浸透で処理します。隣接農地への影響はありません。御審議よろしくをお願いします。
委員	御意見なければ、採決を行います。 第3号議案受付番号26号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。 (総員挙手)

議長	総員挙手と認め、第3号議案受付番号26号については、許可相当とします。
議長	続いて、第3号議案受付番号27号について、審議します。事務局から受付番号27号について、説明をお願いします。
事務局 矢島会長 角田推進委員	<p>&lt;第3号議案受付番号27号を朗読&gt;</p> <p>議案の詳細については角田推進委員から説明します。</p> <p>申請地は県立横浜栄高校から南西へ約370mの調整白地3筆です。譲受人は既存の町内会館が築54年経過し、建物の老朽化が非常に激しく、さらに土地所有者から退去を求められているため、別の土地へ移転・新築を余儀なくされています。申請地は、既存会館から約230mの近距離に位置し、町内会員が集まるのに最適な場所であることから、既存と同規模の町内会館を新築するものです。既存会館は2階建てですが、高齢者に配慮し、階段のない平屋建て1棟とします。敷地内には新たに駐車場及び駐輪場のほか、多目的広場、緑地帯なども設けます。続いて、被害防除についてですが、申請地の北側は畑、東側は山林、南側は建築基準法第42条第2項道路、西側は法定外道路に隣接しています。北側の畑との境にはコンクリートブロック2段積み及びプラスチックフェンスを新設します。その他は、敷地境に縁石コンクリートブロックを設置します。敷地内の広場及び駐車場はアスファルト舗装とし、雨水・汚水は南側道路の公設下水管に接続し、処理します。その他、日照、排水等、隣地への影響については、隣接地地権者へ説明済みです。御審議よろしくをお願いします。</p>
議長 根本委員 事務局	<p>御意見、御質問ありましたらお願いします。</p> <p>町内会の会長が個人として土地を購入するのでしょうか。</p> <p>地縁団体としての認可を受けて法人格を有しているのです、法人である町内会が土地の権利を取得し町内会館を建設します。</p>
根本委員 事務局	<p>その場合、固定資産税は法人に対して課されるのでしょうか。</p> <p>所有者に対して課せられる税は原則、町内会にかかってくると思われませんが、町内会館は公益的施設ですので減免を受けられる可能性があります。</p>
議長	<p>御意見なければ、採決を行います。</p> <p>第3号議案受付番号27号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員 議長	<p>(総員挙手)</p> <p>総員挙手と認め、第3号議案受付番号27号については、許可相当とします。</p>
議長	<p>続きまして、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」受付番号28号、29号について審議します。事務局から受付番号28号、29号の説明をお願いします。</p>

事務局  
矢島会長  
小宮推進委員

<第4号議案受付番号28号、29号を朗読>

議案の詳細については小宮推進委員から説明します。

28号についてですが、申請地は小雀みどり保育園から南西に約300mの農振白地1筆です。昭和54年に増築したとのこと。航空写真により、少なくとも平成19年には住宅敷地であったことがわかります。現地は、コンクリートブロックで囲まれた住宅敷地の一部であり、農地性は全くありません。

29号についてですが、申請地は28号と同一の住宅敷地の一部です。平成30年に相続があり、29号は父から息子へ、28号は父から娘に土地の所有権が移転しました。28号と同様に、現地はコンクリートブロックで囲まれた住宅敷地の一部であり、農地性は全くありません。御審議よろしくお願ひします。

議長

御意見なければ、採決を行います。

第4号議案受付番号28号、29号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第4号議案受付番号28号、29号については、承認とします。

議長

続いて、受付番号30号について審議します。事務局から受付番号30号について、説明をお願いします。

事務局  
石井勝則委員  
清水推進委員

<第4号議案受付番号30号を朗読>

議案の詳細については清水推進委員から説明します。

申請地は中和田南小学校から北東へ約200mの農振白地1筆です。少なくとも平成27年以前から資材置場として利用されており、10年前から雑種地として課税されていることから、農地性はないものと判断されます。御審議よろしくお願ひします。

議長

御意見がなければ、採決を行います。

第4号議案受付番号30号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第4号議案受付番号30号については、承認とします。

議長

続きまして、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」受付番号12号について審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局  
宮森委員

<第5号議案受付番号12号を朗読>

申請地は、丸山台中学校から南へ約100mの農用地及び農振白地3筆1団地です。露地野菜やタケノコを栽培しており、肥培管理は良好でした。御審議よろしくお願ひします。

議長

御意見がなければ、採決を行います。

	<p>第5号議案受付番号12号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案受付番号12号については、承認とします。
議長	<p>続きまして、第6号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」受付番号76号、77号、78号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。</p>
事務局	<第6号議案受付番号76号、77号、78号について朗読>
根本委員	76号の日野中央一丁目ですが、申請地は、鎌倉街道の日野中央公園交差点から北東に約100mの生産緑地5筆1団地です。露地野菜を中心に栽培しており、肥培管理は良好でした。
田中委員	76号の舞岡町ですが、農用地3筆、ダイコンなどの露地野菜を栽培しています。肥培管理は良好でした。
石井豊委員	77号ですが、上飯田団地の西側の水田は、肥培管理は良好でした。上飯田団地と環状4号線の間位置する住宅地内にある畑についても肥培管理は良好でした。
石井勝則委員	78号ですが、県立修悠館高校から北東へ約100mの生産緑地1筆です。露地野菜を栽培しており肥培管理は良好でした。
議長	御意見なければ、採決を行います。
	第6号議案受付番号76号、77号、78号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議案受付番号76号、77号、78号については、承認とします。
議長	<p>続いて、第6号議案受付番号79号、80号、81号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。</p>
事務局	<第6号議案受付番号79号、80号、81号について朗読>
廣瀬委員	79号ですが、申請地は瀬谷柏尾線の上瀬谷小学校入口から南西へ約300mに位置しており、冬野菜のネギやジャガイモの植え付けの準備がされており、肥培管理は良好でした。
森委員	80号の弥生台、中田町については、弥生台西公園から南へ約250mの農用地4筆及び農振白地4筆2団地です。中田町については肥培管理良好でした。弥生台のクリ畑については概ね肥培管理良好です。
金子委員	80号の阿久和南四丁目については相澤推進委員から説明します。
相澤推進委員	肥培管理は良好でした。
森委員	81号の議案の詳細については門倉推進委員から説明します。
門倉推進委員	申請地は弥生台東公園から北へ約20mの生産緑地4筆、東へ約390mの生産緑地1筆、北東へ約400mの生産緑地3筆の計3団地です。ウメヤク

議長	<p>りなどの果樹及び露地野菜畑として肥培管理は概ね良好です。 御意見なければ、採決を行います。 第6号議案受付番号79号、80号、81号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員 議長	<p>(総員挙手) 総員挙手と認め、第6号議案受付番号79号、80号、81号については、承認とします。</p>
議長	<p>続きまして、第7号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」受付番号18号について審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 石井豊委員	<p>&lt;第7号議案受付番号18号を朗読&gt; 申請地は相鉄線ゆめが丘駅の西側、境川に接する水田で一部温室があり、肥培管理は良好でした。畑については、果樹等が植えられていたり、きれいに除草、耕うんされており肥培管理は良好でした。</p>
議長	<p>御意見なければ、採決を行います。 第7号議案受付番号18号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員 議長	<p>(総員挙手) 総員挙手と認め、第7号議案受付番号18号については、承認とします。</p>
議長	<p>続いて、受付番号19号について審議します。事務局から受付番号19号について、説明をお願いします。</p>
事務局 矢島会長 小宮推進委員	<p>&lt;第7号議案受付番号19号を朗読&gt; 議案の詳細については小宮推進委員から説明します。 申請地は小雀浄水場から北に約200mの農振白地1筆及び北に約360mの農振白地11筆です。露地野菜を栽培しています。肥培管理は良好でした。</p>
議長	<p>御意見なければ、採決を行います。 第7号議案受付番号19号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員 議長	<p>(総員挙手) 総員挙手と認め、第7号議案受付番号19号については、承認とします。</p>
議長	<p>続きまして、第8号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について」港南72、栄84、瀬谷200、瀬谷159、瀬谷229について一括で審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 議長	<p>&lt;第8号議案港南72、栄84、瀬谷200、瀬谷159、瀬谷229を朗読&gt; 御協力よろしくをお願いします。</p>

議長	<p>続いて、議案書の報告事項について、第1号報告から第6号報告まで一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;報告事項第1号から第6号まで一括で報告&gt;</p>
議長	<p>御意見等がないようでしたら、その他の案件及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;「施策要望、税制改正要望取りまとめについて」説明&gt;</p>
議長	<p>御意見等がありましたらお願いします。</p>
奥村委員	<p>施策要望について、周辺の都市計画見直しに関する御提案を事務局からいただいておりますが、具体的にどのような想定なのでしょう。</p>
事務局	<p>事務局案としては、規制ということではなく、市街化が迫ってきている地域について、市街化に線引きを替えていくことにより農地転用の手続が進めづらくなることを防ぐことができるのではないかという意味合いで考えた内容です。</p>
奥村委員	<p>住宅地などが計画的に開発されるようになれば、景観や環境という点で制約が出てくると思うので、市街化調整区域よりは抑制が効くような気はしますが、すでに資材置場となっている土地はどうなるのかなという疑問も残ります。趣旨は理解しました。</p>
事務局	<p>要望を提出いただいた委員への確認はこれからですが、現時点の事務局案としてはお示した方向で考えています。施策要望、税制改正要望については、来月また御審議いただきますのでよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見、御質問はありますか。</p> <p>御意見がないようでしたら、これをもちまして第32回総会を閉会いたします。</p> <p>(閉会 16時12分)</p>

## 令和8年2月25日開催 第32回総会出席状況

### 【農業委員】

番号	氏名	役職名	出席状況	備考
1	矢島 寛	会長	出席	議長
2	森 雅 則	会長職務代理者	出席	
3	田 中 豊		出席	
4	石 井 勝		出席	
5	金 子 秀 喜	連合会理事	出席	
6	石 井 勝 則		出席	
7	奥 村 玄		出席	
8	石 井 豊		出席	
9	根 本 和 正	連合会理事	出席	
10	宮 森 和 之		出席	議事録署名人
11	鈴 木 宏	連合会理事	出席	議事録署名人
12	廣 瀬 豊		出席	

### 【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出席状況	備考
1	小 宮 藤 正		出席	
2	清 水 昭 男	連合会理事	出席	
3	大 山 明 裕		出席	
4	門 倉 和 美		出席	
5	田 邊 実		出席	
6	角 田 雅 久		出席	
7	和 田 新 治		出席	
8	鈴 木 勇 次	連合会理事	出席	
9	宮 川 正		出席	
10	相 澤 藤 雄		出席	
11	小 川 正 寿		出席	

会議に出席した関係者の氏名 田並所長、山本係長、稲葉事務職員、木場技術職員、栗林事務職員  
松本事務職員、山根事務職員、吉田技術職員